

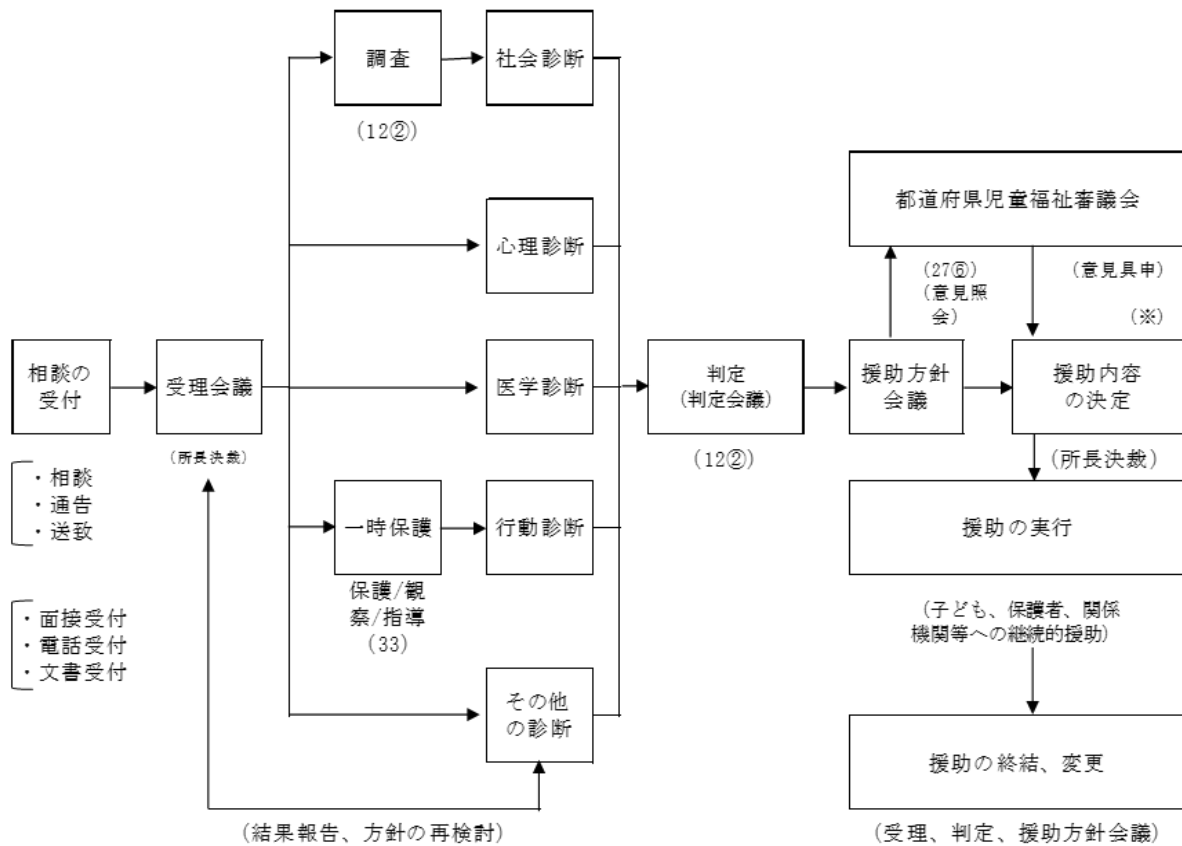
福祉こども総室
＜七戸児童相談所＞

1 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに分類する。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
カ 障害者相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 後見人選任の請求 (33の8)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人解任の請求 (33の9)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和元年度に七戸児童相談所が受け付けた相談の総件数は、505件で前年度に比べ145件増加した。

相談種別では、「養護相談」が223件（44.1%）と最も多く、「障害相談」が218件（43.1%）、「育成相談」が23件（4.5%）、「非行相談」が13件（2.5%）となっている。

表1 年度別・相談種類別児童受付数

	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	
29年度	112	30	0	10	0	0	2	134	1	8	4	14	2	5	0	2	324
30年度	110	39	0	8	0	0	1	165	0	3	9	16	3	2	0	4	360
元年度	168	55	0	7	0	0	2	209	0	12	1	18	1	4	0	28	505

表2 令和元年度市町村別・相談種類別児童受付数

相談種別	市町村名			上北郡（おいらせ町除く）								管外	不明	合計
	市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計				
養護（児童虐待）	49	70	119	3	11	12	3	9	11	49	0	0	168	
養護（その他）	13	26	39	3	4	3	1	2	2	15	1	0	55	
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
肢体不自由	3	3	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	7	
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重症心身障害	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
知的障害	48	71	119	11	13	15	7	23	19	88	2	0	209	
発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ぐ犯行為等	1	7	8	0	2	1	0	1	0	4	0	0	12	
触法行為等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
性格行動	3	8	11	1	2	1	0	1	2	7	0	0	18	
不登校	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	
適性	2	1	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4	
しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	7	12	19	3	2	0	0	3	1	9	0	0	28	
計	127	199	326	22	36	33	11	39	35	176	3	0	505	

※市町村名が不明は、電話相談で居住地を明かさなかった場合である。

相談の経路別の受付状況は、表3のとおりである。相談経路の主なものは、「家族・親戚からの相談」が187件（37.0%）で一番多く、次いで「市町村」からの相談（福祉事務所および保健センター含む）が93件（18.4%）、「都道府県」からの相談が64件（12.6%）、「警察関係」が62件（12.2%）、「近隣・知人」が23件（4.5%）、「学校・幼稚園」が21件（4.1%）となっている。

表3 令和元年度経路別相談受付数

	都道府県	市町村	児童委員	児童福祉施設・保育所	警察関係	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	巡回相談で受けたもの(再掲)	電話相談(再掲)	計
件数	64	93	0	18	62	1	0	2	21	7	9	187	23	4	14	0	0	505
(%)	12.6	18.4	0	3.5	12.2	0.1	0	0.3	4.1	1.3	1.7	37.0	4.5	0.7	2.7			

令和元年度中に措置・処理した件数は477件である。「助言指導」の処理をしたものが311件（65.1%）、「その他」が74件（15.3%）、「障害児施設利用契約」が25件（5.2%）、「児童福祉施設入所」が21件（4.4%）となっている。

表4 令和元年度相談処理数

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定医療機関委託	里親	法27-1-4による家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	計
件数	311	9	0	19	0	0	2	0	21	0	0	16	0	25	74	477
(%)	65.1	1.8	0	3.9	0	0	0.4	0	4.4	0	0	3.3	0	5.2	15.5	

(4) 虐待相談の状況

令和元年度の虐待相談は表5のとおり156件である。また、虐待の種類別件数等は表6、7、8のとおりである（令和元年度処理件数を表したものであり、受付件数とは異なる）。なお、虐待相談は、養護相談に含めて計上されているものであり、表9のとおり、養護相談206件のうち156件と、7割以上を占めている。

表5 年度別相談処理件数

28年度	29年度	30年度	元年度
113	110	91	156

表6 虐待の内容別相談件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
49	72	1	34	156

表7 虐待者の内訳

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	両親(再掲)	計
76	7	70	0	0	0	0	0	3	0	0	13	156

表8 虐待相談の処理状況

助言指導	継続指導	あつせん 他機関	児童福祉司 指導	児童福祉施設 等入所	里親委託	その他	計
107	6	0	14	12	2	15	156

表9 令和元年度養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	棄児	(失踪を含む) 家出	死亡	離婚	(入院を含む) 傷病	家庭環境		その他	計
						虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	1	12	6	0	19
里親・保護受託者委託	0	0	0	0	0	2	13	0	15
面接指導	0	0	0	0	2	113	20	1	136
その他	0	0	0	0	0	29	7	0	36
計	0	0	0	0	3	156	46	1	206

(5) 里親制度について

<概要>

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。里親は、都道府県知事が認定している。

令和2年3月31日現在、里親等委託率（里親等への委託児童数16人／社会的養護を必要とする児童数68人）は23.5%となっている。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。（養子縁組里親は平成21年度に新設）

- ・ 養育里親・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童を養育する里親
- ・ 専門里親・・・要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び障害がある児童を養育する里親
- ・ 養子縁組里親・・・要保護児童について、養子縁組によって養親となることをあらかじめ希望する里親
- ・ 親族里親・・・次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
 - ア 当該要保護児童の三親等以内の親族であること
 - イ 両親や要保護児童を現に監護する者が、死亡・行方不明・拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと

2 判定業務

相談種別別判定件数は表11のとおりである。判定件数総数は119件であり、前年度の125件に比べ6件の減となっている。

判定の内容については、表12に示されているが、医学的診断指導件数は97件、心理診断指導件数は409件となっている。また、表13のとおり継続的に児童心理司や児童福祉司による心理療法やカウンセリング面接指導等をおこなっている。

表11 年度別・相談種別別判定件数

種別 年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
28年度	14	0	0	0	1	0	99	1	5	4	15	2	3	0	0	144
29年度	11	0	0	0	0	0	77	0	1	0	3	0	4	0	0	96
30年度	9	0	0	0	0	0	103	0	2	1	5	1	4	0	0	125
元年度	24	0	0	0	0	0	79	0	3	1	4	1	7	0	0	119

表12 令和元年度医学的・心理学的検査状況

種別	医学診断指導				心理診断指導					計
	診断・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	
児童	48	0	0	48	95	26	20	4	135	280
保護者	45	0	0	45	0	0	0	0	104	104
その他	4	0	0	4	0	0	0	0	25	25
計	97	0	0	97	95	26	20	4	264	409

表13 令和元年度心理療法・カウンセリングの状況（面接指導の状況）

種別	心理療法・カウンセリングの状況			
	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	0	13	77	0
保護者	0	0	120	0
その他	0	6	93	0
計	0	19	290	0

3 一時保護状況

令和元年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は51人で、前年度と比べて26人増となっている。また、延日数の総数は1350日で、前年度と比べて884日の増となっている。

表14 年度別・種類別一時保護児童数

年度	種類		一時保護所		所内保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
27年度	13	337	0	0	11	141	24	478		
28年度	14	396	0	0	16	125	30	521		
29年度	16	470	0	0	22	373	38	843		
30年度	3	117	0	0	22	349	25	466		
元年度	12	354	0	0	39	996	51	1350		

管内で一時保護した児童を相談種類別にみると、実人員では、養護が45人、非行が3人、育成が3人となっている。また、延日数では、養護が1121日、非行が169日、育成が60日となっており、実人員、延日数とも虐待相談を含む養護相談での一時保護が大部分を占めている。

表15 年度別・相談種類別一時保護児童数

年度	種類		養護		育成		障害		非行		保健その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
27年度	16	300	2	45	0	0	6	133	0	0	24	478		
28年度	20	274	2	65	0	0	8	182	0	0	30	521		
29年度	36	811	0	0	0	0	2	33	0	0	38	844		
30年度	22	334	1	12	0	0	2	120	0	0	25	466		
元年度	45	1121	3	60	0	0	3	169	0	0	51	1350		

4 児童福祉施設措置状況等

管内の児童で児童福祉施設等に措置されている児童は令和2年4月1日現在で80人である。内訳は児童養護施設が46人、福祉型障害児入所施設が10人、乳児院が6人、児童自立支援施設が1人、児童心理治療施設が1人、里親（ファミリーホーム）委託が16人となっている。

表16

(令和2年4月1日現在)

相談種別		市町村名			上北郡（おいらせ町除く）							管外	合計
		十和田市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計		
乳児院	青森若葉乳児院	1		1		1					1		2
	ひまわり乳児院		1	1		1	0				1	1	3
	弘前乳児院		1	1							0		1
児童養護施設	藤聖母園	4	1	5	1				2		3	2	10
	弘前愛成園			0							0		0
	浩々学園	1	2	3							0		3
	美光園	12	0	12		2	0				2	3	17
	あけぼの学園	2	4	6			2		0	0	2	7	15
	幸樹園	1		1		0					0		1
福祉型障害児入所施設	八甲学園										0	2	2
	うみねこ学園		1	1							0	1	2
	もみのき学園	1	2	3							0	3	6
	はまゆり学園			0							0		0
医療型障害児入所施設	あすなる療育福祉センター（入所）			0							0		0
	はまなす医療療育センター（入所）			0							0		0
指定医療機関（重心）	はまなす医療療育センター（重心）			0							0		0
	八戸病院			0							0		0
児童自立支援施設	子ども自立センターみらい	1		1							0		1
児童心理治療施設	青森おおぞら学園		0	0			0				0	1	1
里親（ファミリーホーム含む）		1	8	9	0	0		0	1		1	6	16
合計		24	20	44	1	4	2	0	3	0	10	26	80

5 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇にあたり法的手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう弁護士を活用し、相談体制の強化を図っている。

令和元年度実績 相談件数 2

(2) 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待防止と早期発見・早期対応を目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

表17 令和元年度子ども虐待ホットライン受付件数

内容		件数
通告・相談	虐待	2
	一般	1
間違い		1
無言		5
問い合わせ		1
いたづら		0
計		10

(3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表18 児童福祉施設訪問指導

区分	訪問施設数	訪問指導回数	児童実人数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
元年度実績	8	31	0	127	60

表19 被虐待児集団心理治療指導（児童集団治療、母子集団指導）

区分	児童集団指導			母子集団指導			スーパービジョン 参加職員数
	指導回数	児童数	延指導数	指導回数	児童数	延指導数	
元年度実績	1	12	12	50	13	65	2

表20 被虐待児個別心理治療指導

区分	児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
元年度実績	11	39	50

表 2 1 被虐待児の親への指導

区分	親数	延指導回数
元年度実績	1 6	5 6

(4) 施設入所児童支援強化事業

施設に入所している児童の生活安定及び自立・家庭復帰に対する支援、児童福祉施設職員との連携強化等を目的として支援強化事業を実施している。

表 2 2 情報交換会実施状況

区 分	訪問施設実数	延べ訪問回数
元年度実績	4	1 1

6 市町村子ども家庭相談支援

児童福祉法改正により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定されたことから、市町村担当者の資質向上を図ることを目的に研修会を実施し、巡回支援を行っている。また、要保護児童対策地域協議会設置運営に対する支援等を行っている。

表2-3 令和元年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	開催日	開催場所
元年度実績	実施なし		

表2-4 令和元年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	実施市町村	回数等
元年度実績 (巡回支援)	市町村児童家庭巡回支援	十和田市	0回
		三沢市	0回
		野辺地町	0回
		七戸町	0回
		六戸町	0回
		横浜町	0回
		東北町	0回
		六ヶ所村	0回
元年度実績 (要保護児童対策協議会)	代表者会議	十和田市	1回
		三沢市	1回
		野辺地町	1回
		七戸町	1回
		六戸町	1回
		横浜町	1回
		東北町	1回
		六ヶ所村	1回
	実務者会議	十和田市	12回
		三沢市	12回
		野辺地町	4回
		七戸町	6回
		六戸町	4回
		横浜町	2回
		東北町	2回
		六ヶ所村	0回
	個別ケース検討会議	十和田市	0ケース
		三沢市	6ケース
		野辺地町	0ケース
		七戸町	2ケース
		六戸町	0ケース
		横浜町	2ケース
		東北町	0ケース
		六ヶ所村	1ケース